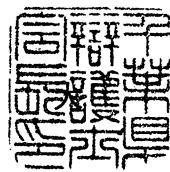


令和元年9月24日

最高裁判所長官 大 谷 直 人 殿

千葉県弁護士会

会長 小見山



会長声明の送付

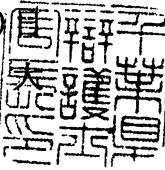
当会は、別紙のとおり会長声明を発表しましたので送付申し上げます。



調停委員、司法委員の任命について外国籍者を排除しないことを求める会長
声明

2019（令和元）年9月20日

千葉県弁護士会 会長 小見山



1 声明の趣旨

当会は、最高裁判所に対し、家事調停委員及び民事調停委員の採用について、日本国籍を条件とする事務取扱を廃止し、「弁護士となる資格を有する者、民事若しくは家事の紛争の解決に有用な専門的知識経験を有する者又は社会生活の上で豊富な知識経験を有する者で、人格識見の高い年齢四十年以上七十年未満のもの」（民事調停委員及び家事調停委員規則1条本文）であれば、日本国籍の有無にかかわらず、等しく民事・家事調停委員に任命し、外国籍者を排除しないことを求める。

同様に、司法委員についても、「良識のある者その他適當と認められる者」（司法委員規則1条）であれば、日本国籍の有無にかかわらず、任命できる旨を各地方裁判所へ通達することを求める。

2 声明の理由

（1）外国籍調停委員及び司法委員の任命拒否の実態

現在、最高裁判所は日本国籍を有しない者の調停委員への任命を拒否し続けている。これまで、仙台弁護士会、東京弁護士会、京都弁護士会、大阪弁護士会、兵庫県弁護士会等が調停委員となるべき者として推薦した外国籍の弁護士に対して、各地方乃至家庭裁判所は、日本国籍を有しないことのみを理由に、最高裁判所への任命上申を行わない対応をとり続けている。このような対応は、遅くとも2003（平成15）年の兵庫県弁護士会による外国籍の調停委員候補者推薦に対するものから始まり、現在まで延べ30人以上にのぼっている。昨年も、大阪家庭裁判所及び横浜家庭裁判所が、大阪弁護士会、神奈川県弁護士会がそれぞれ調停委員として推薦した外国籍会員の任命上申を拒否している。司法委員についても、2006（平成20）年に東京弁護士会が外国籍会員を司法委員に推薦したがその任命が拒否されている。

しかし、裁判所のこのような取り扱いは、憲法14条に違反する不合理な差別であり、かつ、外国籍人口が増加し続け多文化共生を推進する現在の社

会の流れに逆行するものである。

(2) 憲法14条に違反すること

民事及び家事調停員や司法委員の任命について日本国籍を有しない者を予め排除することは、出生により決定され容易に変更できない社会的身分に基づく不合理な差別であって、憲法14条の平等原則に違反する。

これに対して、最高裁判所は、日本弁護士連合会からの照会に対し、法令等の明文上の根拠規定はないとしながらも、「公権力の行使に当たる行為を行い、もしくは重要な施策に関する決定を行い、又はこれらに参画することを職務とする公務員には、日本国籍を有する者が就任することが想定されていると考えられるところ、調停委員・司法委員はこれらの公務員に該当するため、その就任のためには日本国籍が必要と考えている。」と回答している（日本弁護士連合会の照会に対する2008（平成20）年10月14日付最高裁判所事務総局人事局任用課回答参照）。

しかし、民事調停も家事調停も、拘束力のある調停成立のために当事者の合意を必須としており、調停委員が当事者に対して直接、拘束力をもたらす公権力を行使することはない。調停委員はあくまでも、合意をあっせんする立場であって、当事者が合意を望まなければ調停は成立せず、当事者を拘束することはない。また、司法委員も、簡易裁判所が管轄する訴訟事件について当事者から事情を聴いて和解を促す職務を担当し、判決についても「司法委員を審理に立ち会わせて事件につきその意見を聞くことができる」（民事訴訟法279条）と規定されているように、裁判官の判決言い渡しの過程に補助的に関与するにとどまり、当事者を拘束する公権力を直接、行使するものではない。

したがって、調停委員及び司法委員の職務は公権力の行使とは無関係であり、上記の最高裁判所の回答は外国籍の調停員や司法委員を排除する理由にはなり得ない。

なお、この点について、国連人種差別撤廃委員会は、2010（平成22）年及び2014（平成26）年に、日本国籍を有しない者が家事調停委員に任命されないことについて、懸念を表明している。

(3) 多文化共生社会が到来している現実のもと、外国籍の調停委員や司法委員の任命が積極的に求められること

現在、日本には総人口の2%を超える250万人以上の外国籍者が居住

し、2019（平成31）年4月に施行された改正出入国管理及び難民認定法による外国人労働者の受け入れ拡大に象徴されるように、今後も外国籍者の人口は増加し続ける。現に多様な文化的背景を持った人々が共に地域で暮らしていく社会が到来しており、9割以上の都道府県及び全ての政令指定都市で多文化共生の推進に係る施策を策定している（2018（平成30）年4月総務省自治行政局国際室調査）。また、最高裁判所が公表している2017（平成29）年の司法統計によれば婚姻関係事件の夫側の国籍が69カ国、妻側の国籍が51カ国に達し、裁判の当事者も現実に多国籍化している。このように自治体行政が外国籍人口の増加に向き合い多文化共生施策を推進しているにも拘わらず、司法はこれを推進するどころか外国籍者が司法を運用する側になることを、任命拒否により積極的に否定し、多文化社会が到来している現実と全く向き合っていない。

調停の当事者が多様な文化的背景を持ち始めている以上、「社会生活の上で豊富な知識経験」（民事調停委員及び家事調停委員規則1条本文）における「社会」とは、外国籍の居住者も含む多文化社会に他ならないのであって、調停委員に日本国籍者に限られない多様な文化的背景を持つ人材が任命されることで、社会の多文化化に対応した適切な紛争解決が期待できる。同様に、司法委員に求められる「良識」（司法委員規則1条）も多様な文化的背景を含む「良識」を意味し、司法委員も日本国籍者に限定しない多様な人材を任命することで、社会の多文化化に対応した適切な紛争解決が期待できる。

したがって、多文化共生社会の到来に対応して、司法を運用する側である調停委員や司法委員についても多様な文化的背景を持たせるべきであり、民事・家事調停委員及び司法委員につき、日本国籍の有無にかかわらず等しく民事・家事調停委員に任命し、外国籍者を排除しないことを求める。

以上